

# 高年齢者雇用をめぐる法的問題と実務対応

～労働法制や賃金待遇の問題、改正高年法について解説～

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2023年 5月 19日(金) 13:30～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:御徒町)

【ご参加頂きたい方】

人事・労務部門、法務部門、その他関連部門のご担当者様

講師 弁護士法人高井・岡芹法律事務所 弁護士 帯刀 康一 氏

講師紹介  
2004年早稲田大学卒業。2007年東京弁護士会登録。経営法曹会議会員。東京弁護士会 LGBT 法務研究部所属。企業側弁護士として、労働問題の解決に取り組む。中でもハラスメント等の問題社員対応、職場の LGBT の問題を専門とする。単著として『1冊でわかる!改正早わかりシリーズ パワハラ防止の実務対応』(労務行政)、共著として『知らないでは済まされない! LGBT 実務対応 Q&A-職場・企業、社会生活、学校、家庭での解決指針-』(民事法研究会)等がある。

【申込方法】 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 35,200円(本体価格 32,000円) 一般 38,500円(本体価格 35,000円)

231166 (※) 高年齢者雇用をめぐる法的問題と実務対応

ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/馬場 E-mail:baba@bri.or.jp

TEL: 03-5834-3922 FAX: 03-5834-3923 〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目13-7 ハナブサビル

## ・プログラム・

### ■開催にあたって

1971年10月に施行された高年齢者雇用安定法(高年法)は、この半世紀の間に数度の改正を経て、令和3年4月にさらなる改正新法が施行されました。近時は、定年後再雇用者等との間で、労働契約法18条の無期転換ルールや同一労働同一賃金の原則との関係で、トラブルが発生し、法的紛争となるケースも増加しています。

本セミナーでは、令和3年4月施行の改正高年法の内容はもちろんのこと、人事担当者に不可欠な高齢者雇用をめぐる法的な知識と実務対応について、分かりやすく解説いたします。

## ゴール

以下3点を理解する

- ①高年齢者雇用と労働法制(令和3年4月施行の改正高年法も含む)の関係
- ②高年齢者の再雇用拒否、再雇用後の雇止め等の諸問題への対応
- ③高年齢者の賃金等の待遇問題-同一労働同一賃金との関係

## プログラム

### I 高年齢者雇用と労働法制

1. 高年齢者雇用安定法の概要
2. 令和3年4月施行の改正高年法について
3. 高年齢者と無期転換ルール(労働契約法18条)

### II 高年齢者の定年時の再雇用拒否、再雇用後の雇止め等の諸問題

1. 定年時に再雇用するか否かに関する諸問題
2. 定年後に再雇用した後の雇止め等に関する諸問題

### III 高年齢者の賃金等の待遇問題～長澤運輸事件最高裁判決およびそれ以降の裁判例～

1. 高年齢者の賃金等の待遇に関する現状～パート有期労働法8条(旧労働契約法20条)・同一労働同一賃金との関係～
2. 長澤運輸事件最高裁判決(リーディングケース)の検討
3. その他定年後再雇用者の待遇に関する裁判例の検討
4. 長澤運輸事件最高裁判決およびその後の裁判例等を踏まえた高年齢者の賃金等の待遇に関する今後の視点

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。